

2023年12月1日  
沖縄電力株式会社

## 託送供給等約款の変更認可申請について

当社は、本日、電気事業法第18条第1項<sup>\*1</sup>に基づき、託送供給等約款<sup>\*2</sup>の変更認可申請を経済産業大臣に行いました。

今回の変更認可申請では、発電側課金（系統連系受電サービス）に係る発電側託送料金を新たに設定するとともに、11月24日に承認された「託送供給等に係る収入の見通しの変更」を受け、需要側託送料金について見直しを行いました。

今回、変更認可申請を行いました託送供給等約款は、今後、経済産業省による審査を経て、認可されたのち、2024年4月1日の実施を予定しています。

### 1 託送料金の見直し

#### (1) 「発電側課金（系統連系受電サービス）」の導入

国の審議会での整理に基づき、2024年度から発電側課金を導入いたします。

発電側課金は、系統を効率的に利用するとともに、再生可能エネルギーの導入拡大等に向けた送配電設備の維持・拡充を効率的かつ確実に行う観点から、託送料金の一部を系統利用者である発電者にご負担いただく制度<sup>\*3\*4</sup>です。

【参考】発電側課金の導入イメージ

<現行の託送料金制度> 小売事業者（需要側）に100%課金



<発電側課金の導入後（イメージ）>



出所：発電側課金の導入について 中間とりまとめ

(2023年4月 電力・ガス取引監視等委員会 制度設計専門会合)

## (2) 平均単価

発電側および需要側改定前後の 1kWh あたりの平均単価は以下のとおりです。

【改定前後の平均単価（税抜）】 (円/kWh)

		改定前	改定後	差
発電側		—	0.43	—
需 要 側	特別高圧	4.21	3.95	▲0.26
	高 圧	6.73	6.39	▲0.34
	低 圧	11.88	11.53	▲0.35

※改定前は 2023～2027 年度、改定後は 2024～2027 年度の平均単価。

※発電側託送料金、需要側託送料金の詳細は、添付「託送料金単価表」をご参照ください。

## 2 主な供給条件の見直し

発電側託送料金に係る契約、料金の算定・支払い等の供給条件を新たに設定しました。また、自然災害等が原因で一定時間以上の停電があった場合等に実施している需要側託送料金の割引（制限中止割引）について、小売電気事業者によっては、電気料金の制限中止割引を廃止している状況を踏まえ、2024年3月31日をもって廃止し、需要側託送料金単価は廃止を踏まえて設定しました。（但し、1年間の経過措置期間を設定し、2025年3月31日までは同割引を適用します。）

加えて、損失率<sup>※5</sup>は、スマートメーターの設置が完了するまでの間は、毎年至近3年の実績損失率の平均値に見直すこととされていることから見直しを行いました。

	見直し前	見直し後
特別高圧	0.6%	0.6%
高 圧	2.5%	2.6%
低 圧	6.0%	6.4%

※1：電気事業法第18条第1項（託送供給等約款）

一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件（以下この款において単に「供給条件」という。）について、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。当該期間中において、これを変更しようとするときも、同様とする。

※2：小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金その他の供給条件を定めたもの。

※3：次の電源を除き、系統に接続する全ての電源を課金対象とする。

・10kW未満の電源：当面の間、課金対象外。（ただし、実際の逆潮流が10kW以上となる場合は課金対象。）

・発電側課金制度導入前まで（2024年3月31日まで）に認定を受けているFIT/FIP電源：調達期間/交付期間内は課金対象外。

※4：需要地近郊など、送配電網の追加増強コストが小さい地域への電源立地インセンティブを与える割引制度を設定する。

※5：発電所で発電された電気が需要家に供給されるまでの間に失われる電力量（損失量）を算定するための比率。小売電気事業者等は、需要場所で消費される電力量とこれに係る損失量の合計に相当する量の電気の調達を行う。

添付資料：託送料金単価表

（参照 URL）託送供給等約款認可申請書（令和5年12月1日）

<https://www.okiden.co.jp/business-support/service/consignment/download/index.html>

以上

## 託送料金単価表 (税込)

## 1. 需要側託送料金

## (1) 接続送電サービス料金

契約種別		単位	料金単価 (円)				
			改定前	改定後			
低圧	電灯定額 接続送電サービス	電灯 料金	10Wまで	1灯	50.14	48.68	
			10Wをこえ20Wまで	1灯	100.28	97.35	
			20Wをこえ40Wまで	1灯	200.55	194.70	
			40Wをこえ60Wまで	1灯	300.82	292.04	
			60Wをこえ100Wまで	1灯	501.37	486.74	
			100Wをこえる100Wまでごとに	1灯	501.37	486.74	
		小型 機器 料金	50VAまで	1機器	149.56	145.20	
	50VAをこえ100VAまで		1機器	299.12	290.39		
	100VAをこえる100VAまでごとに		1機器	299.12	290.39		
	電灯標準 接続送電サービス	基本料金		1契約	303.60	304.58	
		電力量料金		1kWh	11.91	11.54	
	電灯時間帯別 接続送電サービス	基本料金		1契約	303.60	304.58	
		電力量料金		昼間時間	1kWh	12.94	12.53
				夜間時間	1kWh	10.81	10.46
	電灯従量接続送電サービス (※1)			1kWh	16.90	16.52	
	動力標準 接続送電サービス	基本 料金	実量契約		1kW	795.30	797.20
			主開閉器契約		1kW	652.30	653.71
		電力量料金		1kWh	8.16	7.59	
	動力時間帯別 接続送電サービス	基本 料金	実量契約		1kW	795.30	797.20
			主開閉器契約		1kW	652.30	653.71
電力量料金		昼間時間	1kWh	8.84	8.23		
		夜間時間	1kWh	7.41	6.90		
動力従量接続送電サービス (※1)			1kWh	21.21	20.66		
高圧	高圧標準 接続送電サービス	基本料金		1kW	710.60	713.93	
		電力量料金		1kWh	4.99	4.59	
	高圧時間帯別 接続送電サービス	基本料金		1kW	710.60	713.93	
		電力量料金		昼間時間	1kWh	5.40	5.02
				夜間時間	1kWh	4.55	4.14
	高圧従量接続送電サービス (※1)			1kWh	16.64	16.28	
ピークシフト割引 (※2)			1kW	603.90	606.85		
特別 高圧	特別高圧標準 接続送電サービス	基本料金		1kW	469.70	472.49	
		電力量料金		1kWh	3.61	3.32	
	特別高圧時間帯別 接続送電サービス	基本料金		1kW	469.70	472.49	
		電力量料金		昼間時間	1kWh	3.89	3.61
				夜間時間	1kWh	3.30	3.00
	特別高圧従量接続送電サービス (※1)			1kWh	11.31	11.07	
ピークシフト割引 (※2)			1kW	399.30	401.62		

(※1) 自己等への電気の供給 (自己託送) を希望されるときに適用します。

(※2) ピークシフト割引は、高圧または特別高圧で供給する場合で、需要者が昼間時間から夜間時間や再エネ出力抑制が見込まれる日時等への負荷移行を行なった結果、1年間を通じての最大需要電力等が夜間時間や再エネ出力抑制が見込まれる日時等に発生し、かつ、契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け、当社との協議が整ったときに適用します。

(2) 臨時接続送電サービス料金

契約種別		単位	料金単価 (円)		
			改定前	改定後	
低圧	電灯臨時定額 接続送電サービス	50VAまで	1日	4.42	4.29
		50VAをこえ100VAまで	1日	8.84	8.59
		100VAをこえ500VAまでの場合100VAまでごとに	1日	8.84	8.59
		500VAをこえ1kVAまで	1日	88.47	85.90
		1kVAをこえ3kVAまでの場合1kVAまでごとに	1日	88.47	85.90
	電灯臨時 接続送電サービス	基本料金	1契約	電灯標準接続送電 サービスの料金率を 10%割増したもの	電灯標準接続送電 サービスの料金率を 10%割増したもの
		電力量料金	1kWh		
	動力臨時定額接続送電サービス		1kW1日	114.06	109.74
	動力臨時 接続送電サービス	基本料金	1kW	動力標準接続送電 サービスの料金率を 20%割増したもの	動力標準接続送電 サービスの料金率を 20%割増したもの
		電力量料金	1kWh		
高圧	高圧臨時 接続送電サービス	基本料金	1kW	高圧標準接続送電 サービスの料金率を 20%割増したもの	高圧標準接続送電 サービスの料金率を 20%割増したもの
		電力量料金	1kWh		
特別 高圧	特別高圧臨時 接続送電サービス	基本料金	1kW	特別高圧標準接続送 電サービスの料金率 を20%割増したもの	特別高圧標準接続送 電サービスの料金率 を20%割増したもの
		電力量料金	1kWh		

・臨時接続送電サービスは、契約使用期間が1年未満の場合に適用します。

(3) 予備送電サービス料金

契約種別		単位	料金単価 (円)	
			改定前	改定後
高圧	予備送電サービスA	1kW	124.30	124.94
	予備送電サービスB	1kW	151.80	152.06
特別高圧	予備送電サービスA	1kW	82.50	83.16
	予備送電サービスB	1kW	106.70	107.26

・予備送電サービスは、契約者が供給地点ごとに予備電線路の利用を希望される場合に適用します。  
 ○予備送電サービスA：常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で利用する場合  
 ○予備送電サービスB：常時利用変電所以外の変電所を利用する場合、または、常時利用変電所から常時利用と異なった電圧で利用する場合

## 2. 発電側託送料金

### 系統連系受電サービス料金

		単位	単価 (円)	
系統連系受電サービス	基本料金	沖 縄 本 島	1kW	69.95
		特別高圧系統のある離島 (※1)	1kW	67.60
		特別高圧系統のない離島 (※2)	1kW	67.58
		電力量料金	1kWh	0.24
系統設備効率化割引 (※3)		A-1	1kW	16.50
		A-2 (60kV超過)	1kW	4.26
		A-2 (60kV以下)	1kW	8.51
		A-3 (60kV超過)	1kW	2.13
		A-3 (60kW以下)	1kW	4.26
		B-1	1kW	51.07
		B-2	1kW	26.19

(※1) 宮古島、池間島、大神島、来間島、伊良部島、下地島、石垣島、竹富島、西表島、鳩間島、由布島、小浜島、黒島、新城島(上地)、新城島(下地)

(※2) 粟国島、渡名喜島、久米島、奥武島、オーハ島、北大東島、南大東島、多良間島、水納島、波照間島、与那国島

(※3) 系統設備効率化割引は、発電場所の連系変電所等が割引対象変電所等の場合に適用します。

#### <割引対象変電所等>

割引区分	割引対象変電所等
A-1	友寄変電所、西那覇変電所、北那覇変電所、牧港第一変電所
A-2	西原変電所
A-3	—
B-1	友寄変電所、高安変電所、小禄変電所、那覇変電所、東町変電所、壺川変電所、松尾変電所、古波蔵変電所、真玉橋変電所、上間変電所、与那原変電所、繁多川変電所、牧志変電所、久茂地変電所、西那覇変電所、泊変電所、曙変電所、勢理客変電所、宮城変電所、城間変電所、北那覇変電所、安室変電所、小那覇変電所、前田変電所、南上原変電所、安谷屋変電所、渡口変電所、瑞慶覧変電所、桑江変電所、北谷変電所、島袋変電所、中の町変電所、高原変電所、知花変電所、天願変電所、座喜味変電所、伊良皆第一変電所、屋良変電所、伊波変電所、新金武変電所、新名護変電所、伊平変電所
B-2	糸満変電所、阿波根変電所、与根変電所、南風原変電所、大名変電所、浦添変電所、牧港第一変電所、大山変電所、普天間変電所、美里変電所、中城湾変電所、喜仲変電所、与勝変電所、仲石変電所、石川変電所、富着変電所、恩納変電所、安富祖変電所、喜瀬変電所、名護変電所、久松配電塔、石垣配電塔、登野城配電塔、名蔵配電塔、石垣第二発電所、竹富配電塔、小浜配電塔、西表東変電所、上原配電塔、伊原間変電塔

## 3. 離島インバランス料金

	単位	料金単価 (円)	
		改定前	改定後
補 給 時	1kWh	38.71	38.90
余 剰 時 ※変更なし	1kWh	19.84	19.84

・離島インバランス料金単価は、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島において適用します。

## 4. 離島基準燃料価格 ※変更なし

	単価 (円)
離島基準燃料価格	79,300

5. 離島基準単価 ※変更なし

		単位	単価 (円)
電灯定額 接続送電サービス	電灯	10Wまで	1灯 0.102
		10Wをこえ20Wまで	1灯 0.206
		20Wをこえ40Wまで	1灯 0.410
		40Wをこえ60Wまで	1灯 0.616
		60Wをこえ100Wまで	1灯 1.026
		100Wをこえる100Wまでごとに	1灯 1.026
	小型機器	50VAまで	1機器 0.306
		50VAをこえ100VAまで	1機器 0.613
		100VAをこえる100VAまでごとに	1機器 0.613
電灯臨時定額 接続送電サービス	総容量が50VAまでの場合		0.008
	総容量が50VAをこえ100VAまでの場合		0.017
	総容量が100VAをこえ500VAまでの場合100VAまでごとに		0.017
	総容量が500VAをこえ1kVAまでの場合		0.165
	総容量が1kVAをこえ3kVAまでの場合1kVAまでごとに		0.165
動力臨時定額 接続送電サービス	1kW1日につき		0.173
従量制供給の場合	1kWhにつき		0.026